

レポート	1
特定商取引法5年後見直しについての院内学習会 / SNSを利用した詐欺行為等に関する調査・対策等を求める意見書 / 令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関する意見書 / 布団リフォーム被害対策弁護団 活動報告	
案内	4

レポート

特定商取引法5年後見直しについての院内学習会

1 2023年2月28日、日弁連主催、特商法の抜本的改正を求める全国連絡会の共催により、標記院内学習会（以下「院内学習会」といいます。）が開催されました。

高齢者を狙った訪問販売や電話勧誘販売、全世代にわたって拡大しているインターネット通信販売トラブル、若年者に広がるマルチ被害等、特定商取引法（以下「特商法」といいます。）分野における消費者被害が後を絶ちません。

この点、2016年の特商法改正では、改正法施行後5年を経過した場合に、改正法の施行状況を検討の上、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるとする、いわゆる「5年後見直し」の規定が置かれました（附則第6条）。日弁連では、2022年7月14日「特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書」（以下「本意見書」といいます。）を公表しました。院内学習会はその機運を高めていく取組の一環として実施したものです。

2 院内学習会は、ハイブリッド形式で開催されましたが、平日の夕方にも関

わらず、日本全国から合計約230名（現地参加者約30名、オンライン参加者約200名）もの参加がありました。また、公明党から安江伸夫参議院議員、並びに立憲民主党から吉田統彦衆議院議員、川田龍平参議院議員及び村田享子参議院議員の参加（その他公明党、立憲民主党、共産党の議員秘書5名が参加）、マスコミ・出版関係からも複数社の参加があり、この問題への関心の高さが伺われました。

3 院内学習会は、小林元治日弁連会長の開会挨拶に始まり、訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、物なしマルチ、大手マルチの5つ被害事例が報告され、これに対する当委員会の島菌佐紀副委員長（栃木県）によるコメントにより、問題点や課題が整理される形で進行了しました。

このうち、電話勧誘販売の被害事例は全国消費生活相談員協会の増田悦子理事長から、通信販売の被害事例は日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の樋口容子氏から、最新の相談事例に基づいて紹介がされました。

さらに、自宅リフォームの悪質訪問被害に遭った被害者本人、投資マルチ被害を苦に自ら命を絶った被害者の御遺族、大手マルチ会員の親族が、

癒えない心の傷を抱えながら、被害の実情を広く知ってもらうために、それぞれの立場から過酷な被害の実態、悲痛な心情を切々と訴えました。

その他、当委員会委員の松苗弘幸会員（埼玉）から本意見書を背景とした特商法の課題と改正の提案がなされ、筆者からも特商法改正に向けた日弁連の取組状況を紹介しました。その後、参加した各国会議員からのコメントや各団体からのリレーメッセージを通じた特商法改正の早期実現に向けた決意表明がなされ、最後は、当委員会大迫恵美子委員長（東京）から院内学習会を総括する形での閉会挨拶で締められました。大変盛り上がった院内学習会となりました。

4 特商法5年後見直しを行う必要性が凝縮された院内学習会でした。しかし、何といっても、多くの参加者が、被害者本人やその御遺族、あるいはマルチ会員の親族の方々の被害の実情を背景にした説得力ある話に心を動かされたのではないかと思います。これらの人たちの勇気ある行動により、被害の悲惨さが改めて浮き彫りとなりました。特商法分野での被害根絶のため、日弁連が意見表明したあるべき法改正に向けた動きを加速させる決意を新たにすると共に、こうした思いを参加者全員で共有できた院内学習会だったと確かな手応えを感じました。

消費者被害の予防・救済のための
連携PT座長 釜井英法（東京）



被害者の御親族 Rioさん



被害者の御遺族 川上佐永子さん

SNSを利用した詐欺行為等に関する調査・対策等を求める意見書

1 はじめに

日弁連では、2023年3月16日に「SNSを利用した詐欺行為等に関する調査・対策等を求める意見書」（以下「本意見書」といいます。）を取りまとめ、同月17日、総務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、消費者庁長官、内閣府消費者委員会委員長宛てに提出いたしました。以下、本意見書について、その背景と内容について概説します。

2 本意見書の背景について

(1) SNSを利用した詐欺行為が多発していたこと

昨今、ロマンス詐欺やマルチ商法等にかかる投資詐欺など、SNSを利用した詐欺行為が目に見え、当委員会金融サービス部会では、その予防・被害回復のためにできることがないか、検討していました。

この点、ロマンス詐欺については、国民生活センターでも繰り返し注意喚起をしていたほか¹、東京投資被害弁護士研究会から提供された資料によると、直近1年間で208件、被害総額34億円、平均被害額1646万円もの被害が申告されていたと報告されました。

相談件数	208 件	
被害総額	3,408,902,404 円	
平均被害額	16,468,128 円	
性別	男性 113 人 女性 95 人	
年齢		
	人数	平均被害額
20代	16	6,164,510
30代	53	8,875,578
40代	67	18,184,169
50代	41	15,890,754
60代	21	35,746,042
70～	9	24,370,836

【東京投資被害弁護士研究会提供・2021/9/27～2022/9/28まで】

(2) SNSを利用した詐欺行為等について、弁護士会照会等に対する回答が十分にされない状況があったこと

関弁連がSNS事業者に対する弁護士会照会の回答結果に関して実施したアンケートによれば、LINE、Fa

cebook、Twitterについて合計158件の照会が行われていたものの、回答がなされたのはわずか16件で、その16件についてもいずれも「該当なし」等の消極的な回答であったとのことでした（関弁連「SNS事業者の本人確認義務等に関する意見書」16～17頁）。

- (3) 各弁護士会の意見書・会長声明等
埼玉（2021年12月3日）、愛知県（2022年5月17日）、福井（2022年6月28日）、京都（2022年7月21日）、兵庫県（2022年7月22日）、第二東京（2022年8月17日）、岐阜県（2023年1月24日）、仙台（2023年1月26日）の8つの弁護士会が、同趣旨の意見書・会長声明を發出しておりましたが、なかなか問題が改善されない状況が継続していました。なお、日弁連から本意見書発出後、2023年3月23日に関弁連の意見書も発出されました。
- (4) 内閣府消費者委員会・デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ報告書

内閣府消費者委員会の「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ報告書」では、電気通信事業者の情報開示等について検討課題としており（37頁以下）、日弁連としても取組を促進させたいとの思いがありました。

3 意見書の内容

本意見書の内容については、要旨、以下のとおりです。

- (1) 意見の趣旨としては、総務省、消費者庁及び内閣府消費者委員会に対して、実態調査を求めるとともに（意見の趣旨1）、総務省に実効性のある対策を講じるよう求め（同2）、消費者庁及び内閣府消費者委員会に対し、適切な働きかけ又は意見の表明を実施するよう求めています（同3）。
- (2) 意見の理由としては、まずSNSが詐欺行為等に多用されている実態（本意見書2～6頁）、SNS事業者による

利用時における本人確認の状況を整理した上（同6～9頁）、SNSのうち特に利用が多いLINEについて特に被害の回復が困難であることを踏まえ（同9～13頁）、考え得る対策について触れています。具体的な対策としては、次のとおりです。

- ① SNS事業者による本人確認として、少なくとも電話番号登録及びSMS認証を確実に実施することが不可欠である。また、加害者がSNSのアカウントを削除したとしても、SNS事業者が同加害者の特定情報を直ちに削除することのないよう、本人確認記録の適切な保管等を行わせる必要がある。このような規制の方法として、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律第3条において取引デジタルプラットフォーム提供者に努力義務を課す規定等が参考になる。
- ② 被害者からのSNS事業者に対する通報や、被害者が依頼した弁護士からの通知等に基づき、LINEのID等の加害者アカウントを特定し得る情報を開示する等、加害者のアカウントの特定を容易にするような適切な措置が講じられる必要がある。
- ③ 弁護士会照会に対して適切に報告すべきことを周知徹底させる必要があるとともに、SNS事業者の規約・プライバシーポリシー等において、弁護士会照会に対し、報告（情報開示）がなされる場合があることを明記することも検討されるべきである。

4 今後の取組について

SNSを利用した詐欺行為等の予防・被害回復のために、本意見書を踏まえ、関係機関への働きかけなどをしていきたいと考えています。

金融サービス部会副委員長

島 幸明（第二東京）

1 「愛してるから投資して」っておかしくない!? https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20221221_1_lf.pdf

令和4年資金決済法等改正に係る 政令・内閣府令案等に関する意見書

1 経過と基本的視点

2022年通常国会で、電子決済手段（ステーブルコイン）等の制度整備を行う資金決済法等の改正が行われ、金融庁は、同年12月26日、上記改正に係る政令・内閣府令案等（以下「政令府令案等」といいます。）を公表しました。

電子決済手段は、法定通貨の価値と連動する価格で発行・移転される（ことを企図した）電子的価値（電子的方法により記録され、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値）であり、海外ではテザーやUSDCが発行されています。

今後、日本においても電子決済手段（ステーブルコイン等のデジタルマネー）の利用が拡大する場合、預金と同様に、一般の個人により社会で幅広く送金・決済手段として用いられ、価値の貯蔵手段として用いられ得ることから、高度な利用者保護の規律が求められます。また、暗号資産に見られるような、悪用・濫用を防ぐ必要もあります。

本意見書は、主として利用者保護の観点から、政令府令案等について、基本的に賛成するとともに、留意すべき事項等について意見を述べ、日弁連の意見として金融庁に提出したものです。

2 本意見書の内容

第1に、取扱いが認められる電子決済手段について、発行者の裏付資産又は制度的な裏付けにより利用者に確実に償還できる必要があることを明確化し、電子決済手段等取引業者（仲介者）が管理する利用者のアカウントに残高が記録された時点で利用者が償還請求権を取得することとすべきです。また、外国で発行される電子決済手段については、償還困難時に仲介者が利用者から当該外国電子決済手段を買取ることを前提に、仲介者において買取りのための資金として利用者残高の総額以上の資金が常に保全されること、仲介者が管理・移転できる金額の上限を100万円と定めること、日本国

内に発行者の拠点が置かれることを求めるべきです。

第2に、システムの安全性・セキュリティ対策について、利用者の端末におけるセキュリティの確保、発行者と仲介者との間のセキュリティの確保が必要であることをガイドライン等において明らかにすべきです。

第3に、不正利用の補償内容として、利用者に過失がある場合には、重過失でない限り、利用者の責任を一定額の範囲に限定し、利用者の故意過失に関する立証責任は、事業者側に存することを明らかにすべきです。

第4に、顧客情報の安全管理や顧客情報の利用について、仲介者に兼業業務が認められる場合は、兼業業務との間の顧客に関する非公開情報等の相互利用について、利用者の同意を求めるべきです。

第5に、電子決済手段が悪質な取引に用いられることがないよう、仲介者に加盟店管理等の体制整備を求めるべきです。

第6に、仲介者における利用者の電子決済手段の管理について、信託会社等への信託による管理を求めるべきです。他方、自己信託による管理を認めるべきではありません。

第7に、不正利用や消費者被害事案の場合に、利用者が行為者特定等のために行う弁護士法に基づく照会請求や裁判所の調査嘱託等に対し、仲介者等からの回答が実効的に行われるべきことをガイドライン等において明らかにすべきです。

第8に、発行者及び仲介者において、本人確認されていない利用者への移転を防止すること、本人確認されていない利用者に移転した残高について凍結処理を行うことを確実に求めるべきです。

第9に、暗号資産における詐欺被害等の不正利用の実態に鑑み、日本国内の仲介者以外の仲介者における取引や電子決済手段等取扱業者が管理しない口座への電子決済手段の移転

において詐欺等のリスクが高い旨の注意喚起を行うとともに、法令違反行為について実効的な法執行を行うべきです。

3 海外の動向について

2023年4月17日時点で、意見募集の結果は公表されていませんが、2022年通常国会における改正法の成立以降も、暗号資産やステーブルコインを巡っては国際的に動きがあり、政令府令案等もこうした動きを踏まえて対応が行われるものと考えられます。

暗号資産については、2022年10月、金融安定理事会（FSB）が「暗号資産活動の国際的な規制枠組み」に係る市中協議を公表しており、この中では、暗号資産の規制・監督枠組みに関する一般的要件として、「同じ活動・同じリスクには同じ規制を適用する」との原則に従うべきであり、規制については、伝統的な金融システムにおける規制上の成果に相当するものを達成すべきことが提言されています。

ステーブルコインについては、2022年10月、FSBから「「グローバルステーブルコイン」の規制・監督・監視に関するハイレベル勧告」の改定案が公表されており、このなかでは、価値安定にあたってアルゴリズムを利用してはならないこと、償還請求権の確保を強化することが提言されています。

次にFSBは、2023年2月、「分散型金融の金融安定上のリスク」を公表し、分散型金融の主な特性や脆弱性を概観しました。

さらに、米国財務省は、暗号資産やステーブルコイン取引の自動執行を行う分散型金融について、2023年4月「分散型金融の不正金融リスク評価」を公表し、分散型金融が犯罪に利用される危険性・脆弱性等を分析した上で、不正金融リスクへの更なる対処のための提言を行いました。

これらの展開は、本意見書と基本的な方向性を同じくするものと考えられます。

金融サービス部会

坂 勇一郎（第二東京）

布団リフォーム被害対策弁護士 活動報告

- 1** 「アフターサービス羽毛専門工場」（札幌市）の代表者が、2022年11月、奈良市で、特定商取引法違反などの疑いで逮捕されました。その手口は、被害者宅を訪問し、被害者が出してきた羽毛布団を点検するふりをして、代表者が持参した羽毛をばらまき、修理が必要と嘘をついて修理代金を支払わせる契約を締結させようとしたというものです。奈良県警に対しては、同様の被害に遭ったとの相談が、北陸や近畿地方など9府県で計70件以上あるとのことでした。
- 2** こうした事態を受けて、奈良弁護士会の弁護士有志11名が集まり、2023年1月30日、布団リフォーム被害対策弁護士団を立ち上げました。弁護士団では、随時電話での相談受付を行い、合計31件の相談が寄せられました。被害者は、そのほとんどが独り暮らしの高齢者女性でした。最終的に弁護士団への依頼者数は18名、被害総額は385万6300円となりました。

- 3** 依頼者らが受け取っていた契約書面には担当者名を正しく記載していないなどの不備があったことから、弁護士団では、アフターサービス羽毛専門工場及び警察署の両方へ書面不備を理由としてクーリング・オフ通知を出しました。
- もともと、依頼者の中には契約書面を紛失している方もあり、契約日や契約金額を特定するため、警察が押収している資料と弁護士団が把握している契約者名、契約日、契約金額とが合致しているのかを確認するため、警察署に対して弁護士会照会も行いました。
- 4** また、警察は、代表者の逮捕と捜索により、現金700万円を差し押さえていることが判明しました。2月17日には代表者の第1回公判期日が開かれ、3月23日で結審することとなったため、遅くとも3月23日には当該金員が代表者へ還付されることも分かりました。
- そのため、弁護士団では早急に陳

述書を作成し、2月27日に裁判所へ債権仮差押命令を申立てました。第三債務者は奈良県、送達場所は奈良警察署長警視正、被保全権利はクーリング・オフ解除による原状回復請求権としました。

- 5** そのような中、代表者の弁護士から弁護士団に対し示談の打診がありました。警察が差し押さえている現金が代表者へ還付されてしまうと被害回復が出来ない可能性があるため、還付金の対応について、弁護士、検察官と協議を行い、3月10日、示談が成立し、無事に既払い金全額を回収することができました。この間、還付金については国税庁からの差押えの可能性のある中でのぎりぎりの満額回収となりました。
- 6** 迅速で柔軟な対応が求められる中、弁護士団全員で力を合わせ、無事に解決に至ることができました。皆さまの活動の御参考になれば幸いです。
- 弁護士団長 皐月宏彰（奈良）

催事

第33回日本弁護士連合会夏期消費者セミナー

「デジタル社会における消費者保護～インターネット特有の詐欺被害の予防と救済～(仮題)」

日 時：2023年7月15日（土）午後1時～午後4時30分

場 所：Zoomによるオンライン開催

講師・パネリスト（予定）：秋山学氏（神戸女子大学心理学部心理学科教授）、葛山弘輝会員（第二東京）、島幸明会員（第二東京）、国民生活センター職員

参加費：無料（事前申込不要）

問合せ先：日弁連人権第二課 電話 03-3580-9941

近年、社会のデジタル化が急速に進み、老若男女問わず、デジタル社会における消費者被害の深刻化が顕著となっています。デジタル社会における消費者被害といっても、消費者被害やトラブルは多岐にわたります。今回は、その中でも現在、被害が大幅に拡大しているロマンス詐欺、サクラサイト、占いサイト、情報商材などインターネット特有の詐欺被害に焦点をあて、その被害やトラブルの実態を把握し、被害に陥る心

理を分析しつつ、被害救済のための法的整理を行うとともに、被害予防の施策や被害の救済手段等についても理解を深める機会にしたいと思います。

Zoomによるオンラインでの開催となりますので、ぜひお気軽にご参加ください。

編 ■ 集 ■ 後 ■ 記

2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類相当に移行することとなり、また、WHOも緊急事態宣言の終了を5月5日に発表するなど、3年余りのコロナ禍もようやく収束することとなりました。4月になってから諸団体の総会が続いています

が、そこではコロナ禍で中断や縮小していた行事をどうするかが問題となっています。コロナ禍ではライブ配信やオンライン会議が活用されるようになり、遠隔地や自宅での行事の参加が可能になりました。また、共働き世帯が増加し、働き方改革が

推進されるなどの社会的変化が一段と進みました。

コロナ禍によるライフスタイルの変化に対応しつつ、アフターコロナの社会をいかに作り上げるかがこれからの課題となりそうです。

岡田崇（大阪）